

## 保守点検ってなに？



浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認し、通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行います。当然、定期的に行うべきものですから、家庭用の小型浄化槽では**4か月に1回以上（処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。）**行うよう定められています。

保守点検の記録表は  
3年間保存して下さい。



## 清掃ってなに？



浄化槽に流れ込んだ汚水は、沈殿・浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって浄化されますが、この過程で必ず汚泥やスカムといった泥の固まりが生じます。これらがたまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、処理が不十分になったり、悪臭の原因になったりします。そこでスカムや汚泥を槽外へ引き抜き、附属装置や機械類を洗浄したり、掃除する作業が必要です。「清掃」とはこのような作業のことを指していますが、浄化槽の維持管理の上で、とても重要な作業になり、**年1回以上（全ばっ気型の浄化槽は半年に1回以上）**の実施が義務づけられています。

清掃の記録表も  
3年間保存して下さい。



## 法定検査ってなに？



浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。この検査は「浄化槽法」に定められていることから、法定検査と呼びますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に行う「設置後等の水質検査」と、その後、**毎年1回定期的に行う「定期検査」**があります。

山口県内の法定検査については県知事より指定を受けた（一社）山口県浄化槽協会が行います。（一社）山口県浄化槽協会より検査の案内が届きましたら、ご覧のうえ、手続きを行ってください。

法定検査に関するお問い合わせは  
一般社団法人 山口県浄化槽協会  
下関支部 (083-252-7144)  
豊浦支部 (083-772-3634)  
までお願いします。

